

ちはら台南5丁目自治会規則新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>(総会) 第7条① 総会は、自治会の最高議決機関であり、定例総会は、毎年3月に開催する。</p> | <p>(総会) 第7条① 総会は、自治会の最高議決機関であり、定例総会は、毎年3月に開催する<u>のを常例とする</u>。</p> | <p>(削除) 表現の簡素化</p> |
| <p>(役員会) 第10条① 役員会は、<u>必要に応じて</u>開催し、会長が召集する。</p> <p><u>③ 役員会には、役員のほか班長も参加できるものとする。</u></p> | <p>(役員会) 第10条① 役員会は、<u>毎月特定の曜日に</u>開催し、会長が召集する。</p> <p><u>(③加筆)</u></p> | <p>(削除・加筆) 役員の負担軽減及び班長への情報伝達・意見収集の機会確保</p> |
| <p>(役員) 第11条 自治会に、役員として、会長、副会長、理事（うち1人を会計担当とする）、監事を置く。</p> | <p>(役員) 第11条 自治会に、役員として、会長<u>1人</u>、副会長<u>3人以内</u>、理事<u>5人</u>（うち1人を会計担当とする）<u>以内</u>、監事<u>1人</u>を置く。</p> | <p>(削除) 役員を兼務可能とするため人数表記の削除</p> |
| <p>(役員の任務) 第12条④ 会計担当理事は、第3項に定めるもののほか自治会の会計を掌理する。<u>その他の理事の任務については、細則で定める。</u></p> | <p>(役員の任務) 第12条④ 会計担当理事は、第3項に定めるもののほか自治会の会計を掌理する。</p> | <p>(加筆) 理事任務の明記</p> |
| <p>(地区内のブロック及び班) 第13条① <u>地区内を当該各号に掲げる番地の区域で分割し、各ブロックが同規模となるようにする。</u></p> <p>一 Aブロック 5番地から11番地<u>及び14番地</u> 二 Bブロック 15番地から20番地</p> | <p>(役員選出のブロック) 第13条① <u>役員を選出する場合に特定の区域にかたよって選出されないよう、ちはら台南5丁目を次のブロックに分割し、そのブロックは当該各号に掲げる番地の区域とする。</u></p> <p>一 Aブロック 5番地から11番地 二 Bブロック 15番地から20番地</p> | <p>(削除・加筆) ブロック分け・班分けは人数を基準として行う。 現状のブロック分けの番地訂正</p> |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>三 Cブロック 12番地及び13番地 21番地から29番地</p> <p><u>② 各ブロックは区域内に班を設けることができ、自治会会員は居住地に応じた班に所属する。</u></p> <p>(班長候補者の選出) <u>第13条の2① 各ブロックは、各班から次期班長候補者を選出する。</u></p> <p><u>② 次期班長候補者の選出は、原則として輪番制によるものとする。</u></p> <p><u>③ 次期班長候補者が役員になるときは、その次順位者から班長候補者を選出する。</u></p> <p><u>④ 各班は別の班に所属する者を班長候補者として選出することができる。</u></p> <p>(役員候補者の選出) 第13条の3① 各ブロックは、次期班長候補者、<u>立候補者及び推薦者の中</u>から次期役員候補者を選出する。</p> <p>② 各ブロックの次期役員候補者は、協議して各々のブロックの次期の三役(会長、会計担当理事及び監事をいう)候補者、副会長候補者及び理事候補者を決める。</p> <p>③ 三役候補者3名は、協議して会長候補者、会計担当理事候補者及び監事候補者を決める。</p> | <p>三 Cブロック 12番地及び13番地 21番地から<u>23番地及び29番地</u></p> <p><u>(②追記)</u></p> <p><u>(第13条の2新設)</u></p> <p>(役員候補者の選出) 第13条の<u>2</u>① 各ブロックは、次期班長候補者から次期役員候補者<u>3名</u>を選出<u>しなければならない。但し立候補者及び推薦者が有る場合はその者を選出することができる。</u></p> <p>② 各ブロックの次期役員候補者<u>3名</u>は、協議して各々のブロックの次期の<u>役職である</u>三役(会長、会計担当理事及び監事をいう)候補者、副会長候補者及び理事候補者を決<u>なければならない</u>。</p> <p>③ 三役候補者3名は、協議して会長候補者、会計担当理事候補者及び監事候補者を決<u>なければならない</u>。</p> | <p>(加筆) 役員候補者選出の前に、班長候補者選出の必要があるため</p> <p>(削除・加筆) 会員の自主性を尊重した役員・班長の選出方法とする</p> |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>④ <u>次期の役員候補者及び班長候補者は、総会の開催までに選出しておくこととする。</u></p> <p>(役員の任命) 第13条の4① 会長及び監事は、…</p> <p>(役員の任期) 第14条① 役員の任期は、<u>総会から次期総会までの期間とする。</u></p> <p><u>(②全文削除、項繰上げ)</u></p> <p>② 役員は、再選されることができる。</p> <p>(班長の届出及び任期) 第15条① 副会長は<u>選出された班長を役員会に届け出る。</u></p> <p>② <u>班長の任期は、総会から次期総会までの期間とする。</u></p> <p>(行事委員の選出) 第16条 <u>自治会は、必要に応じ行事委員を募集し、選出することができる。</u></p> | <p>④ <u>第1項から前項までの行為は、毎年3月初旬までに終わらせることを恒とする。</u></p> <p>(役員の任命) 第13条の<u>3</u>① 会長及び監事は、…</p> <p>(役員の任期) 第14条① 役員の任期は、<u>1年間とする。</u></p> <p><u>② 任期が経過しても役員が任命されないときは、新たに役員が任命されるまで引き続きその職務を行う。</u></p> <p><u>③ 役員は、再選されることができる。</u></p> <p>(班長及び行事委員の選出及び任期) 第15条① <u>班長及び行事委員は、各班から各々1人選出し、副会長を通して役員会に届け出るものとする。</u></p> <p>② 任期は、総会から次期総会までの期間とする。</p> <p>(班長及び行事委員の選出) 第16条 ① <u>班長及び行事委員の選出は、輪番制とし1人が各々1年ずつ2年間にわたって行うものとする。</u></p> <p><u>② 班長になるべき者が、役員になるときは、その者をとばして次の者が班長になるものとする。</u></p> <p><u>③ 班長及び行事委員の選出については、細則で定める。</u></p> | <p>(項番号訂正)</p> <p>(削除・加筆) 役員の任期の明確化及び負担軽減</p> <p>(削除・加筆) 表現の簡素化</p> <p>(削除・加筆) 班長の選出については第13条の2を新設 班長の負担軽減のため</p> |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(班長及び行事委員の任務)</p> <p>第17条① 班長は、班における会費等の集金、書類等の配布及び行事等の出欠席等の取り<u>まとめ</u>を行う。<u>また、班員の要望・意見等の収集に努め、必要に応じて副会長または役員会へ上申する。</u></p> <p>② 行事委員は、行事担当<u>理事</u>とともに各種行事を実施する。</p> <p>(帳簿の整備)</p> <p><u>第24条③ 帳簿は保存期間を3年とする。</u></p> | <p>(班長及び行事委員の任務)</p> <p>第17条① 班長は、班における会費等の集金、書類等の配布及び行事等の出欠席等の取り<u>纏め</u>を行う。</p> <p>② 行事委員は、行事担当<u>役員</u>とともに各種行事を実施する。</p> <p><u>(第24条③新設)</u></p> | <p>(削除・加筆)</p> <p>班長の任務の整理</p> <p>(加筆)</p> <p>帳簿の保存期間について定めた</p> |